

熊本県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により平成30年度（2018年度）包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）1月7日

熊本県監査委員	濱	田	義	之
同	竹	中		潮
同	湊	上	陽	一
同	前	田	憲	秀

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
1	11	人事課	共通的事項	試験研究に対する県の基本的姿勢の表明について	意見	<p>試験研究機関の活動及びその成果は県民の生活にすぐ直結するものでなく、その上多くの時間と資金を必要とする。財政が有効(県民生活への適合性)的・効率(一定の財政投入で最大の効果)的に使われているか、その試験研究がどこまで県民にとって必要なものなのか不透明なところが多い。</p> <p>従って、試験研究活動に関して熊本県としてどのように取り組むのかその基本的姿勢を示す必要があると考える。</p>	<p>試験研究機関の「基本的姿勢」については、県の総合計画に基づく分野ごとの基本計画(「熊本県食料・農業・農村計画」、「熊本県産業振興ビジョン」、「熊本県環境基本計画」等)に基づき体系化されており、例えば農業分野においては、R元年度を「本格的なスマート農林水産業の推進元年」と位置付けて施策を推進しており、各研究機関においても生産性向上等に資する試験研究に取り組んでいる。</p> <p>ただし、各試験研究機関は、その成り立ちや研究の態様、求められる役割もそれぞれ異なっており、試験研究の目的や方針を統一することや試験研究成果や人事評価等を横断的に行うことについては、その前提としてそれぞれの特殊性を考慮した有用性のあるシステムの構築が不可欠である。</p> <p>現在、技術開発や研究に関する情報交換、研究員の資質向上等については、各試験研究機関で構成する「熊本県試験研究機関連絡協議会」を設置しており、当該協議会等を活用し、部局間の情報交換等の連携を図っていく。</p>	実施済
2	12	人事課	共通的事項	試験研究内容を相対的に評価について	意見	<p>現在の研究課題については各研究所において研究課題毎の評価過程を実施しているが、試験研究内容を相対的に評価する体制にはなっていない。各研究機関の実施する事業はそれぞれ多岐にわたるものの、近年では人員の不足や、予算の確保が困難になりつつある等、試験研究に関する環境は厳しくなっている。</p> <p>限られた資源の配分を検討するにあたっては、現在取り組んでいる研究内容につき、様々な角度からその性格を分析し、必要な資源を投入するとともにそれほど必要でない場合については他の研究に振り向けるといったことが必要ではないか。</p>	<p>研究内容全体の相対的な評価を行うためには、個々の特殊性を考慮した有用性のあるシステムの構築が不可欠であるが、試験研究の内容は、それぞれ高い専門性を有し、一研究機関の中でも多岐にわたっているため、課題も多い。</p> <p>各試験研究機関とも評価の視点として直接的に「経済性」の視点は設定していないが、一部の研究機関においては、「経済性」を考慮した評価としていくことから、今後、「熊本県試験研究機関連絡協議会」を通じて、試験研究機関同士の情報交換等を図っていく。</p>	着手済
3	15	財政課	共通的事項	試験研究人件費の予算化について	意見	<p>管理運営費、事業費等と各研究所に帰属すべき本庁の課で計上されている人件費の合計額に占める人件費の割合は、全て50%を超えている。</p> <p>本来であれば個別課題毎に予算管理すべきであるが、まずは各研究所で人件費計上を行い、研究員グループ毎の費用管理を、そして研究課題毎の費用管理を行い、予算と実績の比較を行う事で研究成果の評価につなげる事が重要である。</p>	<p>予算管理上、研究機関の人件費はすべて、予算所属を本庁各課においてあるが、試験研究機関ごとに細節を設け明確に区分されている。</p> <p>また、研究員毎の人件費についても各研究機関において、その執行状況も含めて確認できる状況にある。</p>	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
4	28	農業技術課	熊本県農業研究センター	財産管理の基本的考え方について	指摘	大半の備品が問題なしの状態であるが、「要修理使用可」であり、修理されないことによって「業務に支障有」となっている備品、「性能陳腐化」の状態であり、使用していない備品が散見される。また、「修理不可能」の状態であり、使用できる状態にない備品も現場からの除却申請がなく除却処理されないままとなっている備品が存在する。「熊本県物品取扱規則」に基づき適切な処理を行わなければならない。	「要修理使用可」の備品については、予算と優先順位を検討し、修理を行っている。 熊本県物品取扱規則に基づき不用備品の処分を行っている。平成30年度は重要備品を含め農業研究センター全体で133件の備品の処分を行った。 今後も、順次不用備品の不用決定及び処分を行う。	着手済
5	29	農業技術課	熊本県農業研究センター	備品リスト及び物品の管理状況への記載漏れについて	指摘	農業研究センター内の本部・企画調整部の現物確認を行った際、図書室において備品リスト及び物品の管理状況には記載が無いにも関わらず、現に存在する備品が見受けられた。現物確認調査はあくまで備品リスト及び物品の管理状況に記載されている物の確認であるため、そもそも記載のない現物の把握については見落とす可能性がある。備品リスト及び物品の管理状況の枠に捉われず、現物そのものに着眼点を置いた調査も必要である。	本部・図書室の標本については、備品台帳への登録を行った。	実施済
6	37	農業技術課	熊本県農業研究センター	不用決定の未処理について	指摘	年間使用時間ゼロの物品、修理不可能な物品、性能陳腐化の備品等は、「熊本県物品取扱規則」に基づき適切な手続き・処理を行わなければならない。	熊本県物品取扱規則に基づき不用備品の処分を行っている。平成30年度は重要備品を含め農業研究センター全体で133件の備品の処分を行った。 今後も、順次不用備品の不用決定及び処分を行う。 使用できる備品については、各研究所、農業大学校、農業高校等へ配置場所変更、保管転換払出しを実施している。	着手済
7	47	農業技術課	熊本県農業研究センター	不用物品処分調書における物品管理者の押印漏れについて	指摘	「不用物品処分調書」に物品管理者の押印が整えられていなかった。	「様式を定める訓令」に基づき、現在は「不用物品処分調書」に物品管理者の押印を徹底している。	実施済
8	47	農業技術課	熊本県農業研究センター	物品管理について	指摘	物品の台帳から作成された管理表を基に現物確認を行ったが、備品シールがはがれて、備品番号が確認できない物品があった。	備品シールが脱落していたものについて、備品シールの補完・貼付を実施した。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
9	52	農業技術課	熊本県農業研究センター	物品管理について	指摘	物品の台帳から作成された管理表を基に現物確認を行ったが、性能陳腐化、修理不可能になっている物品が存在した。「熊本県物品取扱規則」に基づき、修理、再利用を検討する等適切な処理を行わなければならない。	熊本県物品取扱規則に基づき不用備品の処分を行っている。平成30年度は重要備品を含め農業研究センター全体で133件の備品の処分を行った。 今後も、順次不用備品の不用決定及び処分を行う。 使用できる備品については、各研究所、農業大学校、農業高校等へ配置場所変更、保管転換払出しを実施している。	着手済
10	30	農業技術課	熊本県農業研究センター	研究費予算、研究職員、技師職員確保について	意見	熊本県の試験研究活動の成果が今日の熊本県の農業の基礎を支えていることを鑑みれば、財政難の影響を受けることなく、人的資源と資金的資源について一定のレベルを確保する必要がある。人的資源と資金的資源を確保しやすいものとするためには、熊本県としての試験研究活動に対する考え方・位置づけを明確にすることが必要であると考えます。	「熊本県農業試験研究推進構想」に基づき、試験研究の質と成果の確保には、必要な人材と予算を確保している。今後、外部資金の確保を進めるとともに、研究課題の重点化を行っていく。	着手済
11	32	農業技術課	熊本県農業研究センター	外部資金の獲得について	意見	外部資金試験費収入は、外部機関からの委託費等のため研究内容や資金用途等で一定の制約はあるが、農業研究センターの試験研究活動資金として確実なものであり、また、試験研究職員にとっても試験研究の機会をもたらすものとなる。受託試験費収入も同様である。一般財源を基本財源としながらも諸収入(外部資金試験費収入と受託試験費収入)の獲得に向けた事業計画を策定することが重要である。	外部資金による収入は、試験研究資金として非常に重要であり、県が求められる試験研究のために有効な外部資金を選んで獲得に取り組んでいく。 現在は、それぞれの研究所・室ごとに、その試験研究の実情に応じてそれぞれの判断で応募している状況であるが、計画的な推進を図るため、ワーキングチームを立ち上げ、具体的・戦略的な方策を算定することとしている。	着手済
12	33	農業技術課	熊本県農業研究センター	図書の現物管理について	意見	膨大な図書数である。まず、本当に管理が必要な図書と短期間(概ね一年以内)の使用が予定される雑誌等図書とを区別して、管理が必要な図書の一覧を作成するといった方法が有効である。これに併せ、書庫自体も管理が必要なブースと必要としないブースとに物理的に区分出来れば、棚卸もスムーズに行うことが出来ると考えられる。	蔵書を購入し、臨時職員が図書管理システムに入力して、図書館に収蔵した後に、担当の職員がダブルチェックするよう運用を改めた。 今後、膨大な図書類を有効に、効率的に管理できるように、管理図書の一覧の作成や区分等を定めた図書類の取扱いに関する管理規程を策定する。	着手済
13	33	農業技術課	熊本県農業研究センター	農業研究センターにおける毒劇物等管理要領について	意見	毒劇物等管理要領において毒劇物等鍵管理者と毒劇物等使用者とが一致しない様、鍵管理者の職務・職責について記載すべきである。毒劇物等出納簿(様式3)を確認したところ、劇物の使用者と管理担当者が同一となっているものが見受けられた。これでは牽制機能が働かないため、このように同一になってしまう場合、確認を行うべきは管理担当者ではなく管理担当者的上長とする等、柔軟な運用及び要領の整備が必要である。	新たに鍵管理者の職務・職責を定めるなど毒劇物等管理要領の見直しを実施した。	実施済
14	33	農業技術課	熊本県農業研究センター	試験研究不正防止への対応について	意見	試験研究不正を防止する仕組みにはなっておらず、現状では研究員個人のモラルに頼っていると言える。情報の管理も含め、不正が起こりにくい環境整備も大事であり、適正な試験研究不正防止に関する規程の作成及び定期的な検証も必要である。	試験研究の不正防止に関する研修会や調査記録書の研究室やチーム毎の整理保存を行っている。今後は、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を作成するなど、不正が起こりにくいさらなる環境整備を進めている。	着手済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
15	34	農業技術課	熊本県農業研究センター	研究員の研修について	意見	人材育成方針には研修等に係る受講者数等の具体的な数値目標といったものではなく、予算の制約があるため、年度当初に各研究所からの受講希望により予算の範囲内で参加者を調整しており、中長期的な研究員の育成に関しては疑義が残る。研究員の研修は、熊本県農業研究センターの根幹を支える部分であるため、センター全体での計画的な対応・管理とそれに要する予算の確保が必要と考える。	農研センターにおいては、若手研究員や研究職の経験の浅い研究員の割合が増加しており、研究人材の育成が喫緊の課題となっている。 今後は研究員の人材育成に係る予算内において、新たな研修計画を策定し、必要な予算を確保し人材育成を強化していく。	着手済
16	35	農業技術課	熊本県農業研究センター	生産物販売の事務について	意見	生産記録簿と生産調書の責任担当者が重複しており、牽制機能が十分に働いているとは言い難い。組織変更があって、また職員数等が減少するなかであって、規程、手続等の見直しに間に合っておらず、見直しを検討すべきである。また、事務手続きの簡素化等の検討も必要ではないか。	「熊本県物品取扱規則の運用通達」により、生産記録簿は、生産現場(生産担当責任者)において生産の記録として作成するものであり、生産調書は、物品管理者が生産品を保管・処分等を行う際に、生産記録簿を基に作成するものである。両調書の役割を考慮すると、作成は省略できるものではないと考える。 生産記録簿と生産調書の責任担当者の重複については、担当者が作成した生産記録簿を上司が決裁し、生産調書においては物品管理者(上司)に加え出納機関(会計職員)に合議することで牽制機能を有していると考え。 なお、生産記録簿は、記載内容の簡素化等ができないか検討している。	着手済
17	36	農業技術課	熊本県農業研究センター	活動実績の情報開示について	意見	資料としては既にまとまっており、公表することに時間的にも費用的にも大きく生ずることはないため、熊本県農業研究センターの活動実績を関係機関の了解の上で資料配布やホームページへの掲載等積極的に情報開示をすることが期待される。	年報については、これまで内部資料として取りまとめており、外部への公表は行っていなかったが、本年度以降は原則として公表する方向で掲載内容も含めて検討している。	着手済
18	38	農業技術課	熊本県農業研究センター	生産物収入の網羅性について	意見	生産調書そのものには、実際に販売済となった履歴が残らないため、万が一、販売漏れや入金漏れがあったとしても把握しづらい状況にある。したがって、即売がなされたものについては生産調書上、消込するなど確認が取れる形での運用を行い、生産物収入の網羅性を担保することが望ましい。	生産調書は「熊本県物品取扱規則に定める訓令」により即売等の処分を行ったとき、保管をする生産品を生産したときには調書に記載することとなっている。 また、経理課に生産調書の合議があった際には、生産記録簿とも内容を突合し、前回の収入調定からの連続性を確認したうえで収入調定を行っており、入金漏れ等はないと考える。今後も引き続き、確認を徹底していく。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
19	44	農業技術課	熊本県農業研究センター	特殊空調設備の保守点検業務における随意契約(単独)の妥当性について	意見	設備購入後その購入資産の特殊性から保守点検業務を購入先業者に随意契約しなければならないようなケースでは購入とその後の保守契約を一体とした入札方法を検討すべきである。	当該施設の保守点検については、購入先業者のみに限るものではなく、過去に委託先の見直しについて検討を行った。その際、購入先業者以外の2者と協議を行ったが、2者とも施設としての機能維持に責任が持てないとの理由から辞退された。結果として、設計・施工業者と保守点検契約を結ぶこととなった。 本件は、設備購入と保守点検業務はその性格が異なるものであり、一体として契約することは保守点検業務のみを行う業者を排除することにつながる恐れがあることから、特殊性を理由に予め一体として契約することは適当ではないと判断したものである。 今後は、設備購入先業者に保守点検業務が限られる特殊な設備については、その特殊性について検討し、合理的な入札方法を検討する。	着手済
20	50	農業技術課	熊本県農業研究センター	展示室の整理整頓及び美化について	意見	いぐさの展示室を設置し、新しい使い道・利用方法を提案することは非常に大事なことであるが、展示室の整理整頓を定期的に行い、展示の在り方を検討していただきたい。	研究施設見学者、所内で実施する研究会での関係者等に対して、いぐさの良さ、いぐさ関連品を広く紹介するためにいぐさ試作品等の新たな展示方法を検討するとともに、定期的な清掃、整理整頓を実施する。	着手済
21	58	森林整備課	熊本県林業研究指導所	会議における議事録及び会議定足数の規定がないことについて	意見	所内会議、専門部会議、外部評価委員会議及び研究課題選定・評価会議等会議が開催されているがその会議において協議された際の議事録が作成されていない。所内会議、専門部会議、外部評価委員会議及び研究課題選定・評価会議において、定足数の規定がない。議事録、会議における定数を適正に管理すべきである。	議事録については、文書で記録を残すことにした。(今年度分について、既に記録を残した。) 会議の定足数については、研究課題の選定等について最終的に決定する場となる研究課題選定・評価会議について、会議の定足数を設けることとしたい。(所内会議、専門部会議、外部評価委員会議については、外部の有識者等の意見を聞く等決定する場ではないことから定足数は設けないこととしたい。)	着手済
22	59	森林整備課	熊本県林業研究指導所	研究期間延長にともなう報告の必要性について	意見	決定された研究課題は事前評価で外部委員の含む各構成員から評価を受けたものであり、研究期間が変更された場合は各種会議でその旨の報告を行うべきであると考えます。	研究期間が変更された場合等の報告について年度内に要領を改正予定。	着手済
23	59	森林整備課	熊本県林業研究指導所	中間評価の必要性の検討について	意見	中間評価の必要性を誰が判断するのかを実施要領において明確にすること、及び中間評価の必要性の判断過程を文書化することが必要である。	中間評価の必要性の判断方法及び判断過程の明文化について年度内に要領を改正予定。	着手済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
24	70	水産振興課	熊本県水産研究センター	不用物品の処分について	指摘	耐用年数を大幅に超えて保有している機器類の使用状況を調査し、台帳上に記載されている現状と一致しているかを調査する必要がある。そのうえで、使用に堪えないものについては、既に機能の現状が「修理不可能」となっているものも含めて、使用できない物品に関しては不用の決定を行う必要がある。	使用状況を調査後、使用に耐えないものについては、熊本県物品取扱い規則に基づき不用決定を行い、売却処分を実施した。	実施済
25	72	水産振興課	熊本県水産研究センター	研究センター運営に係る人件費等について	意見	試験研究機関の運営や、そこで実施する試験研究事業に要する費用については、本庁の予算と区分して各機関において計上し、各機関で達成した成果とこれにかかったコストを比較考量できるようにするべきである。	[番号3再掲] 予算管理上、研究機関の人件費はすべて、予算所属を本庁各課においてあるが、試験研究機関ごとに細節を設け明確に区分されている。 また、研究員毎の人件費についても(※)各研究機関において、その執行状況も含めて確認できる状況にある。	実施済
26	72	水産振興課	熊本県水産研究センター	試験研究の評価基準について	意見	一概に経済性でその内容を評価することは妥当ではないが、何らかの形で経済性も考慮しなければ、成果達成時の期待感のみを元にコストのみが生じ続けるといったことになりかねない。何らかの形で、経済性を考慮する指標は必要であるとする。	ご指摘のとおり、一概に経済性でその内容を評価することは妥当ではないため「経済性」という基準までは設定していないが、研究評価基準として「有効性」や「効率性」を定めており、前者においては「期待された成果の実効性や普及性の高さ」、後者においては「研究期間(期間中の事業費を含む。)や目標の設定の合理性や妥当性の高さ」など、経済性を考慮した指標になっている。今後、評価表の内容を充実していく。	実施済
27	74	水産振興課	熊本県水産研究センター	情報公開に関する体制について	意見	本庁ドメインに設置されているページから、センター用ドメインのページへのリンクが設置されておらず、情報が一元的に閲覧できるようになっていない。よって、県民、若しくは外部に対する開示方法が一元化されておらず、情報へのアクセスがしにくい状態にある点が問題点として挙げられる。情報を一元的に閲覧できるよう検討すべきである。	現在、スマートフォンではなく旧携帯を使用している漁業者も多く、本庁ドメインのページは閲覧できない。したがって赤潮情報などはこうした漁業者のためにセンタードメインのページで公開しているところである。その他の情報は可能な限り本庁ドメインのページへの移行を進めているところである。	着手済
28	82	産業支援課	熊本県産業技術センター	図書等の管理について	指摘	図書については台帳化がなされておらず、産技センター内にどのような図書がどれくらい存在しているか一覧的に確認できるものは存在しなかった。研究施設においては図書の数も多く、文献として利用される必要があることから、今後図書台帳を作成し、タイトルとその保管場所を一元管理する必要がある。	産技センター内の図書について一元管理を行うため、今年度中に図書台帳を作成してセンター内の共有フォルダに掲載し、随時更新を行っていくこととした。	着手済
29	82	産業支援課	熊本県産業技術センター	棚卸の実施について	指摘	棚卸は実施しているとのことであったが、倉庫内の整理整頓を実施し、在庫の保有状況が把握できるよう改善する必要がある。	食品加工技術室の物品庫について、保管場所(棚)にシール等で物品名を表記し整理整頓を行うとともに、今年度中に台帳を作成し、物品の在庫状況を随時把握していくこととした。 入居団体の所有物については、シールの貼付又は記名等を行うとともに、保管場所を指定することにより、産技センターの所有物と明確に区分するよう改善を図った。	着手済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
30	83	産業支援課	熊本県産業技術センター	ホームページについて	指摘	適時に更新される必要があるとともに、担当者任せにするのではなく、適時に更新されていることを確認するチェック体制の構築が望まれる。	ホームページの更新状況については、担当者だけでなく、室長及び各室の担当者等複数人で確認するよう周知徹底し、更新漏れ等の再発防止を図った。	実施済
31	83	産業支援課	熊本県産業技術センター	カスタムメイド試験研究事業収入について	指摘	<p>利用者のニーズに応え、利便性の高い試験研究の受託ができるよう、カスタムメイド試験研究事業制度を導入しているが、機器使用料の徴収の網羅性、受託料の決定について利用者間の公平性を確保するために対応を検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託料の算定根拠について、根拠となった資料を残す。 試験研究の実績時間の記録を残し、今後の受託料算定の根拠とする。 計画の修正が発生した場合、その都度決裁を取り直す。 	<p>機器使用料の徴収漏れを防ぐため、カスタムメイド試験研究で機器を使用する場合には、設備利用受付票の備考欄に試験研究名を追記することとした。</p> <p>また、利用者間の公平性を確保するため、今後、試験研究の実績時間や必要経費の支出実績を資料として残し、受託料については、予算単価(旅費)や過去の実績等に基づき決定するなど算定根拠を明確にするとともに、受託料の算定誤り等の再発防止を図るため、決裁時のチェックを確実にし、計画の修正が発生した場合には、その都度決裁を取り直すよう周知徹底を図った。</p>	実施済
32	85	産業支援課	熊本県産業技術センター	他の研究機関から委託された研究について	指摘	委託研究事業については設備使用料を別途徴収する必要があるが、実態としては科研費と同様であることから、使用料は徴収されていなかった。契約に関する決裁において「委託研究契約ではあるものの、内容は競争的資金の配分であることから、使用料は徴収しない」等の内容を織り込むことを検討する必要がある。	<p>JSTからの受託研究事業は、形式的には「受託研究契約」を締結しているものの、当該研究は、JSTの公募要領に基づき、産技センター主導で研究テーマを決定・応募し採択されたものであるため、企業からの依頼に基づき実施する受託研究とは異なり、設備使用料を徴収する必要はないものである。</p> <p>そのため、今後契約の起案の際、起案文に「産技センター主導で実施している研究であるため、設備使用料の徴収は必要ない」旨記載することとした。</p>	実施済
33	85	産業支援課	熊本県産業技術センター	研究テーマの選定について	意見	研究テーマの中には、全国的にみて熊本県が特に盛んな生産地とはいえ、今後の市場性等を考えれば、今現在少ない予算を割いて研究すべきテーマとは考えにくいものもあった。大規模な研究については期間を切って実施しているとのことであるが、中には長期間継続的に研究しているものもあり、研究の必要性・継続性について経済性を考慮し、再度見直しが必要であると考えられる。	<p>研究テーマは、これまでも経済性を考慮に入れたうえで選定を行うとともに、概ね3年で見直しを行っている。</p> <p>今後は、更に経済性を念頭に置いて研究テーマの選定を行うとともに、長期間研究しているテーマについては、研究の必要性・継続性について判断し、必要に応じて見直しを行っていくこととした。</p>	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
34	85	産業支援課	熊本県産業技術センター	スペースの有効活用について	意見	センター内には大会議室を含めた多くの会議スペースが存在しており、財産の有効活用を進めるためにも、県の機関への貸出しを検討することが望まれる。	産技センター内の会議室は、現在、センターの業務に関係する事業で利用する場合に限り、県の機関への貸出しを行っているが、今後、それ以外の利用目的の場合でも、会議室の空き状況等を確認したうえで、県の機関への貸出しを行っていくこととした。 なお、技術部門の総合執務室のデスクについては、室員全員の打ち合わせを週1回以上行っていること、決裁の合議等を行う際も、職員個人のデスクがある方が有用であると考えられることなどから、当面、現状どおり設置しておくこととしたい。	着手済
35	86	産業支援課	熊本県産業技術センター	計量検査業務について	意見	現在の体制で検査業務をこなしたうえで、さらに多くの抜き打ち検査を実施することは困難とのことであることから、業務内容の見直しが必要であると考ええる。さらに、専門的な知識を有する職員の確保も必要不可欠である。専門職員を確保するための人事計画及び専門能力を高めるための人材教育計画を作成する必要がある。	新しく異動してきた職員が、早く計量検査業務に関する専門知識を修得し、効率的に業務を行うために、現在、業務マニュアルや業務に必要なシステムを作成中である。 今後、専門職員を確保するための人事計画や人材教育計画の作成について、人事課とも協議を行っていきたいと考えている。	着手済
36	87	産業支援課	熊本県産業技術センター	研究成果のアーカイブの必要性について	意見	研究結果について、紙面でのみ保存しているものについてデジタルアーカイブ化し、台帳を作成するとともに、ホームページにおいて閲覧可能な状態にする必要がある。	紙面でのみ保存している過去の研究報告書について、今年度中にデジタルアーカイブ化し、公開の可否について検討したうえで、ホームページに掲載することとした。 なお、「研究結果、研究成果に関する事項」の文書保存年限が30年であること、古い研究成果は現在の商品開発には結びつかないものが多いと考えられること等に鑑み、デジタルアーカイブの対象は平成元年度以降のものとする。	着手済
37	87	産業支援課	熊本県産業技術センター	研究成果の利用状況の把握について	意見	研究成果の利用にあたって許可等をとるよう求めていることから、実際にどの程度利用されているか把握しておらず、研究成果が県内企業に有効活用されているか否か把握できない状況にある。利用に際して許可を求めるようにする等して、利用状況の把握に努め、県内企業に対して有用な研究ができているか評価できる仕組み作りが必要である。	産技センターの研究成果は、センターで蓄積した技術の情報発信を行い、県内企業に広く利用していただくことを本来の目的として、ホームページで公開するとともに、誰でも閲覧・利用可能な状態としている。 また、県内企業が産技センターの研究成果を利用する場合、産技センターへ直接、技術相談や試験研究を依頼したり、研修生を派遣するなどしており、それらの指標から研究の有用性を評価している。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ1「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
38	94	健康福祉政策課	熊本県保健環境科学研究所	研究運営会議の検討過程及び結果について	指摘	「研究運営会議」について、現状、検討過程が残されていない状況である。特に、計画の評価については、ここでの判断が、この後の内部評価会議、外部評価会議のどちらで評価されるのかを左右することになる(重点研究と区分された場合には外部評価委員会、一般研究と区分された場合には内部評価会議で評価となる)ので、この点の検討過程については議事録を作成する等して検討過程を残すべきである。	指摘後速やかに、昨年度の研究運営会議の議事録を作成した。 また、今年5月に開催した研究運営会議の協議結果についても議事録の作成を行ったところである。	実施済
39	94	健康福祉政策課	熊本県保健環境科学研究所	更新済の備品に係る不用決定について	指摘	現物の確認を行っていたところ、すでに更新済であるにもかかわらず、更新前までに使用していたものが残っているものがあつた。適宜、不用の決定を行うべきである。	指摘のあつた更新済の備品については、昨年度中に、概ね不用決定の手続きを行い、廃棄処分した。 今後は、更新した備品については、速やかに不用決定、廃棄処分を実施することとしている。	着手済
40	95	健康福祉政策課	熊本県保健環境科学研究所	備品の管理、更新について	意見	試験・検査・研究を行うための施設であるため、予算の問題はあるものの、試験・検査・研究の品質の維持、向上のためにも、業務で使用する備品について計画的に更新されることが望ましい。	計画的な備品更新を進めるため、所としての更新方針を定め、平成24年度から更新計画(10年間)を作成し取り組んでいるが、予算の関係もあり緊急度の高いものから優先して更新している状況にある。	実施済
41	95	健康福祉政策課	熊本県保健環境科学研究所	領収書綴り、燃料券綴りの保管状況について	意見	現金収受の件数は著しく少なく領収書の使用頻度もかなり低いことが想定されるが、使用分未使用分の管理や、受払の管理を行うためにも、領収書、燃料券それぞれの管理台帳を作成して、年度末には、現物と帳簿(管理台帳)との照合を行うことが望ましい。	昨年度、領収書及び燃料券の管理簿を作成し、今年度の引継ぎの際に、照合・確認を行った。	実施済
42	95	健康福祉政策課	熊本県保健環境科学研究所	消耗品購入伺いの申請及び承認について	意見	消耗品購入伺いの申請及び承認について、事務作業の効率性の向上、相互牽制機能を確保等の点から事務フローを検討することが望まれる。	昨年度、消耗品伺いについては、主査・副査及び部長による確認の徹底を各部に指示を行うとともに、総務課でも押印漏れ等が起こらないように、しっかりと確認している。 併せて、必要最低限の人数チェックとするなど、迅速な事務処理にも努めている。	実施済
43	96	健康福祉政策課	熊本県保健環境科学研究所	研究体制の充実に関して	意見	県全体の予算との関連性もあるが、より良い研究成果を確保するためには、予算の面で研究体制の充実が図れないかの検討が望まれる。	研究体制の充実を図るため、必要な予算の確保について協議を行っている。	着手済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
1	106	財政課	共通的事項	補助金交付後の実地調査・モニタリング、効果測定・評価について	意見	<p>現在「財産の処分の制限」については補助事業者からの報告に依存している所が大きいと感じた。しかし、補助事業者が、自らにマイナスの報告を適時適切に行っているとは期待し難いとする。補助事業変更の有無、財産の処分の制限等については、補助事業者からの報告とともに補助事業現場に出向いて、現状を確認することがなされるべきである。全件とは言わないが、一定の基準で「補助事業の実地調査・モニタリング」を年次計画の中に織り込んで実施すべきである。</p> <p>また、補助事業の事後的業務として、その補助事業の効果の評価がなされるべきである。今回の監査対象補助事業の「評価方法及び評価結果」として記載しているが、積極的に事業評価を行っている事業はなかった。事業評価を行う上で効果測定に関する指標設定を行うことが困難な事業もあるが、例えば、事故件数の減少、利用客の増加、人材不足の解消等数値化した客観的データをもって補助事業の評価を行う事も有用である。</p>	<p>熊本県補助金等交付規則の定めにより、事業担当課は必要に応じ現地調査や立入検査を行うこととされている。</p> <p>こうした、現地調査や立入検査は、県が実施する補助事業の内容が多岐にわたる(※)ことから、事業担当課が主体的かつ実状に応じて対応することが重要。</p> <p>意見を踏まえ、年度当初に発出する予算執行に係る総務部長通知において、改めて補助事業の適正執行と効果検証の徹底を促すとともに、予算査定においても、事業担当課に対して、補助事業に係る事業効果について客観的な数字やデータ等の根拠に基づく予算要求を徹底している。</p> <p>※例えば補助目的が生活支援のための給付であったり、施設整備の補助であったり、補助対象が個人であったり、団体であったりする。</p>	実施済
2	112	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	2法人から提出された平成29年度第1回熊本県私立学校経常費補助金交付申請書(日付:平成29年5月15日)の受付に際して県側の受付印及び受付日付記載漏れについて	指摘	<p>補助金交付事務に関して交付申請書をいつ受領したかは重要な事項であるが、交付申請書の受付印及び受付日付は、記載漏れが無いようにしなければ、補助金申請交付事務において、事務要項とおり手続きが行われたか検証ができない。受付印及び受付日付を記載し、日付確定を行うべきである。</p>	<p>他に記載漏れがないか直ちに確認した。今後、適正に処理するため、受付印の押印及び受付日の記載を確実にを行うよう、他の補助金担当者を含め周知徹底を図った。</p>	実施済
3	112	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	補助金算定シートの誤り(経常費配分基準の適用誤り、入力ミス等)があり、過去に遡及して配分調整を行うべき事項について	指摘	<p>【高等学校算定シートの訂正事項】</p> <p>① 平成25年度～平成29年度の某高等学校に係る算定において、「教育費割」の積算に誤りがあった。</p> <p>② 平成28年度～平成29年度の全高等学校に係る算定において、「特別教育活動割」のうち「校内組織の整備等及び取組」の積算に誤りがあった。</p> <p>③ 教職員・教育費割の算定において、対象外の手当が人件費に含まれていた。</p> <p>【中学校算定シートの訂正事項】</p> <p>① 平成29年度の4中学校に係る算定において、「教育費割」の積算に誤りがあった。</p>	<p>【中学校・高等学校算定シートの訂正事項】</p> <p>算定資料として保管されている平成25年度～平成29年度分について、御指摘いただいた分を含め、全ての項目について見直しを実施。結果、新たな計算誤りはなかったが、誤り分について全て昨年度の経常費補助金の過年度調整において再配分を行った。</p>	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
4	120	子ども未来課	私立高等学校等経常費助成費補助	監事監査報告書の様式に関する指導について	指摘	監事監査報告書には様式、根拠条文、文言等に誤りのあるものが散見された。添付されればよいというのではなく、添付の目的は監事監査機能が適正に機能していることを確認する1つ手段であると考えれば、監事監査報告書の様式、根拠条文、文言等の誤りも含め、監査機能が適正に機能すべく県の指導がなされるべきである。	報告書の提出依頼時に、根拠条文の誤りに留意するよう注意喚起を図った。 誤ったまま提出のあった法人に対しては、書類の再提出を依頼するとともに、添付していただく目的等についても個別に説明を行った。 今年度以降についても、引き続き参考様式を示すとともに、添付の目的等について説明を行い、適正な監事監査の実施について指導していく。	実施済
5	121	子ども未来課	私立高等学校等経常費助成費補助	補助金算定シートの誤り(経常費配分基準の適用誤り、入力ミス等)があり、過去に遡及して配分調整を行うべき事項について	指摘	【幼稚園等算定シートの訂正事項】 ① 定員充足率が110%を超える場合の減額調整処理に誤りがあった。 ② 計算式が消えていたことによる算定額の誤りがあった。	誤って超過交付及び過少交付した分については、適正な額となるよう交付額の再確定を行い、返還請求及び追加交付等行う。	着手済
6	115	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	経常費の補助金算定シートの安定化について	意見	現在、経常費の補助金算定シートはエクセルの表計算によって行われている。従って、エクセル上の計算式を消したり、計算を無効にしたりする誤操作があれば、適正な経常補助金は計算されない。ソフトウェア会社に経常費の補助金算定シートのプログラム作成を依頼するまではないとしても、エクセルシートに保護をかける等経常費の補助金算定シートの安定化を図るべきである。	数値入力セルとそれ以外のセルを区別し、わかりやすくするため、入力セルを着色し、計算式が入力されているセルに保護をかけて誤操作を防止した。	実施済
7	115	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	(正確性・整合性)チェック体制の見直しについて	意見	適切なチェック体制が整っているのか疑問である。計算表の担当者に止まらず、承認押印を行う責任者も含め、適切なチェック体制の構築が必要である。	経常費算定のチェック体制について見直しを行い、3班によるクロスチェックの後に承認押印を行う責任者が再チェックする体制を構築した。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
8	115	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	計算誤りへの対応法の文書化(遡及年限・資料保管5年)について	意見	今回の包括外部監査の結果、過去の経常費補助金算定において誤りがあることが確認された。しかし、その誤りについてどこまで遡及訂正するか明文化されたものがない。資料保管5年ということで過去のデータが存在するのであれば、過去5年間に遡及して見直しを行い、その中で新たな計算誤りがあればそれも含めて遡及訂正すべきである。	算定資料として保管されている過去5年分について、積算誤りを含めた見直しを実施し、昨年度の経常費補助金の過年度調整において再配分を行った。	実施済
9	115	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	実地調査・モニタリングの必要性について	意見	私学振興課のスケジュールで実地調査を行い、実質的指導が実施されることが望まれる。	実効性のある指導を行うため、令和元年度からは補助金等実態調査のスケジュールを本課で作成して、年内をめどに実地調査を行うこととした。	着手済
10	116	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	高等学校における配分基準(特別教育活動等割の学校の安全対策)について	意見	配分基準(特別教育活動等割①学校の安全対策)について、具体的には「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について(通知)」(平成13年7月10日付け13初企第12号)を参考にするとされているが、教職員の校内巡回だけでなく、実際に実施している対策も記載するような指導が必要であると考え。	教職員の校内巡回だけでなく、実際に実施している「安全管理」あるいは「防犯等の安全対策」についても記載するよう指導し、昨年度から適切に報告されている。	実施済
11	117	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	設備費割の算定において、購入予定の設備の一部を決算見込額に算入し、補助金の対象額として減額していることについて	意見	設備費割の算定では購入設備額とそれに対応する補助金額を管理すべきであり、設備費と補助金額は完成引渡しが行われる年度まで関連づけて管理するチェック体制が必要である。	御意見のとおりであるため、算定資料として保管されている過去5年分について見直しを行い、昨年度の経常費補助金の過年度調整を実施した。また、耐震化等の施設整備関係補助が充実しており、各学校の環境・施設整備も概ね図られてきていることから、設備費割を廃止した。	実施済
12	117	私学振興課	私立高等学校等経常費助成費補助	補助金の不交付規程の適用について	意見	実態調査の結果、寄付行為違反の学校法人があり、県側はそれを把握していながらまだ改善されないままの状態となっている。違反の内容は、理事・評議員の定数不足の案件であり、平成27年度には寄付行為違反の把握がなされている。期限を示す等して早急に改善を指導すべきである。	平成30年度末に、新たに評議員が選任された結果、定数が満たされ寄付行為違反の状態は解消した。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
13	124	子ども未来課	私立高等学校等経常費助成費補助	経常費補助金算定シートの安定化について	意見	経常費補助金算定シートに不安定さが存在している状態であり、私立高等学校等経常費助成費補助(中学校・高等学校)で意見として記載したような経常費補助金算定シートの安定化を図るべく方法を講じるべきである。	経常費補助金算定シートについて、平成30年度算定時からエクセルシートに保護をかけたほか、入力が必要なセルには着色するなどにより、算定シートの誤作動や誤入力の防止を図った。	実施済
14	124	子ども未来課	私立高等学校等経常費助成費補助	(正確性・整合性)チェック体制の見直しについて	意見	私立高等学校等経常費助成費補助(中学校・高等学校)で意見として記載したように有効なチェック体制を構築すべきである。	担当主査、担当副査、担当班長の3名体制により入力内容に誤りがないかのチェックを行った。 また、申請内容及び入力内容の確認の徹底を図るため、平成31年度から非常勤職員を配置するなどチェック体制の強化を行った。	実施済
15	124	子ども未来課	私立高等学校等経常費助成費補助	計算誤りへの対応化の文書化(遡及年限・資料保管5年)について	意見	私立高等学校等経常費助成費補助(中学校・高等学校)で意見として記載したように計算誤りへの対応方の文書化をすべきである。	遡及年限については、文書の保管年限を5年と定めており5年間遡って対応しているところである。	実施済
16	124	子ども未来課	私立高等学校等経常費助成費補助	実地調査・モニタリングの必要性について	意見	私立高等学校等経常費助成費補助(中学校・高等学校)で意見として記載したように実地調査・モニタリングを計画的に実施すべきである。	補助金の適正な使用実態把握のためには実地調査等は有効な手段と考えるが、実施に当たっては人員及び予算の確保が必要であり、現在の限られた人員及び予算においては、法定の保育所監査等を優先して実施せざるを得ない状況。当面の対応として、幼稚園の運営状況のヒアリング時に実施状況等の確認を行った。	着手済
17	124	子ども未来課	私立高等学校等経常費助成費補助	根拠資料の添付について	意見	根拠資料の添付ができないものについては、実地調査・モニタリング時に計画書等の有無を確認する必要があると考える。	根拠資料の添付ができないものについては、ヒアリング時に申請者に持参いただき計画書等の有無について確認を行った。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
18	127	企業立地課	企業立地促進費補助	熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りについて	意見	実績報告書の中の金額が一ケタ違うなど、誤っている箇所が2か所見受けられた。県の方でも点検した足跡もあり、それでいてなお見落とししていたため一層の注意が必要である。	実績報告書については、金額等に誤りがあった場合には、再提出を行ってもらうなど、一層の注意を図りながら点検を行うよう、課内全体でチェック体制の徹底を図った。	実施済
19	128	企業立地課	企業立地促進費補助	補助対象投下固定資産の対象範囲について	意見	補助対象投下固定資産の対象範囲について撤去費用、移設費用、少額資産等の固定資産計上基準は企業ごとに異なるものであり、熊本県でこれを把握・判断するのは困難である。企業の固定資産台帳の摘要欄などの資産の付属品かの記載も求めることで一定の改善は図られると考えられる。	平成30年12月に補助金の現地調査マニュアルを策定した。このマニュアルに従い、補助金関連事務については、統一した運用を行うように改善を図った。 なお、撤去費用・移設費用・少額資産等の固定資産計上基準は企業により異なる場合があるため、企業側に確認をすることに加え台帳等に記載をするなど実施している。	実施済
20	129	企業立地課	企業立地促進費補助	補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性について	意見	補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性について固定資産台帳の確認に加え、減価償却明細書、配賦表や組替表といった書類等で固定資産の金額の妥当性を確認する必要がある。	平成30年12月に補助金の現地調査マニュアルを策定した。このマニュアルに従い、補助金関連事務については、統一した運用を行うように改善を図った。 なお、「償却資産税申告書」で金額が確認できない建物等は減価償却明細書等の書類で確認を行うことを実施している。	実施済
21	130	企業立地課	企業立地促進費補助	交付申請及び実績報告時の添付書類について	意見	補助金交付申請書及び事業実績報告書の提出の際の添付書類に、新規雇用者の数を証する書類として「雇用保険被保険者証などの写し」が挙げられているが、これが無く社員名簿にて、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の確認済、従業員名簿、免許証写し、住民票写しにより住所確認済、とされているものが見受けられた。添付書類等実際の運用に揃えた方が良いと考える。	平成30年12月に補助金の現地調査マニュアルを策定した。このマニュアルに従い、補助金関連事務については、統一した運用を行うように改善を図った。 なお、雇用関係の「提出書類」についてはこちらが定めた様式を作成・提出することと定め、実際の運用に沿った提出書類に改善している。	実施済
22	130	企業立地課	企業立地促進費補助	財産現物確認について	意見	企業訪問に併せ現物確認等を実施し、実施した現物確認事項についても文書として残すべきである。	平成30年12月に補助金の現地調査マニュアルを策定した。このマニュアルに従い、補助金関連事務については、統一した運用を行うように改善を図った。 なお、マニュアル内に補助金交付後も、企業訪問に併せ現物確認等を実施し、文書に残すことと記載している。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
23	131	企業立地課	企業立地促進費補助	実地調査の適正性について	意見	実地調査においては、マニュアルも無く確認内容も統一されていないことを鑑み、具体的な手順を含めた実地調査マニュアルを作成の上、運用することが望まれる。	平成30年12月に補助金の実地調査マニュアルを策定した。このマニュアルに従い、補助金関連事務については、統一した運用を行うように改善を図った。 なお、調査時の確認書類や確認事項などを明確に定め、実地検査の適正化を行っている。	実施済
24	135	商工振興金融課	商工会商工会議所・商工会連合会補助	補助金の額の算定における基準日について	意見	補助対象職員俸給等基準表は毎年度、4月と2月に改正されており、実際の運用は交付申請時では4月改正分、実績報告時では2月改正分にて算定されている。いつ時点に基づいて補助対象職員俸給等基準表を判定するのか定かではない。基準日を記載し、明確にするべきである。	「補助対象職員の俸給等に関する補助金の額の算定要領」に定める「補助対象職員俸給等基準表」に改正日を掲載するとともに、「補助対象職員設置調書」中においても、直近で改正された基準表に基づくよう記載した。	実施済
25	136	商工振興金融課	商工会商工会議所・商工会連合会補助	熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付申請書の提出期限について	意見	実績報告書及び状況報告書の提出期限が明確になっているにもかかわらず、補助金の交付申請書についてのみ提出期限が明示されていない。交付申請書の提出期限についても、記載することが望ましい。	「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」において、「知事が別に定める期日までに提出しなければならない」と追記することで、交付申請書の提出期限を記載した。	実施済
26	137	商工振興金融課	商工会商工会議所・商工会連合会補助	補助金の交付対象となる資産について	意見	有形のものばかりではなくソフトウェアの導入費用や利用権といった無形の財産も管理する必要が生じるものと思われる。「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」についてもこれらの点を考慮して適宜見直す必要がある。	「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」第14条に定める財産の中に、「無形財産」を追記し、ソフトウェア等の無形固定資産についても取得財産であることを記載した。	実施済
27	139	医療政策課	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	実績報告における要求資料について	指摘	実際に支払った証跡を確認できる資料が存在していない。見積書や契約書は添付されているものの、支払った証跡が存在しないことから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。今後請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。	実績報告依頼の際に請求書等請負業者への支払い額が確認できる資料を徴取し、最終の確定金額を確認することとした。	着手済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
28	140	医療政策課	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	補助金額を計算する要素のチェックについて	指摘	実績報告において「工事面積が分かる資料(求積表)」の提出を求めているが、面積がわかれば設計図等の提出も認めている。しかし、中には文字が小さい、印字がはっきりしない等により面積を正確に把握できないものもあることから、今後資料の徴求についてより徹底する必要がある。また、㎡数については求積表や設計図といった工事業者が作成した書類に記載してある数字によって把握しているが、今後客観性の高い登記簿との整合性を確認することによって、その実在性、正確性をチェックすることも検討すべきである。	厚生労働省の「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集」及び「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問」によると補助対象面積の考え方は、スプリンクラーを設置する部分の面積とあり、対象面積がわかる整備図面は、平面図(寸法入り)と示されていることから、原則として平面図(寸法入り)の提出を求め、疑義が生じたものについては登記簿等を提出してもらう。	着手済
29	140	医療政策課	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	実績報告書の差替え漏れについて	指摘	抵当権の設定状況について、抵当権の設定が無いにも関わらず、誤って有りと記載しているものがあつた。抵当権の有無を確認するのは補助金を財源として取得した資産が、抵当権の実行により処分されるリスクを把握するためのものであり、非常に重要な事項である。県側が書き直すべき項目ではなく、速やかに修正したものに差し替える必要がある。	実績報告書の差し替え又は抵当権の設定の有無について追加書類の提出を行った。 また、今後漏れのないよう様式を変更し、抵当権の設定の有無について記載するよう欄を設けた。	実施済
30	141	医療政策課	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	取得資産の保有状況のモニタリングについて	意見	取得する資産については数千円に及ぶ高額なものもあることから、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。今後、固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。	交付決定通知時に固定資産台帳への記載・管理を指示するとともに、定期的に実施する医療機関への立入検査の際に必要なに応じて管理状況等を確認することとした。	着手済
31	141	医療政策課	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	実績報告書等の様式について	意見	「医療施設等施設整備費補助金交付要綱(最終改正厚生労働省発医政0524第1号平成29年5月24日)」で支給される15事業の補助金で共通の様式を使用している。このため、事業によっては内容の記載がそぐわない部分も存在している。「医療施設等施設整備費補助金交付要綱(最終改正厚生労働省発医政0524第1号平成29年5月24日)」で支給される15事業の補助金で共通の様式を使用している。このため、事業によっては内容の記載がそぐわない部分も存在している。	国の共通様式を準用しながら、県として様式の作成を行う。 また、抵当権の設定の有無については、「平成30年度熊本県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金交付要領」から様式を変更し、記載する欄を設けた。	実施済
32	147	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助事業	実績報告資料の差替えについて	指摘	補助金の額に影響を与えない内容の誤りであれば手書きで修正することも実務上やむを得ないと考えるが、金額に影響を与える部分については訂正したものに差替えを行う必要があると考える。	平成30年度の実績報告書にあつては、各施設から提出された後、記載内容に誤りがあるものについて、内容修正後の書類の再提出を依頼し、提出を受けた。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
33	148	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助事業	事務費対象経費の範囲について	指摘	<p>県補助金精算内訳書を確認したが、事務費対象経費の範囲について誤った記載をしているものが散見された。</p> <p>①事業費については全て対象とならないにもかかわらず、対象経費の欄に一部の経費の金額を記載していた。</p> <p>②事務費のうち、固定資産取得支出については対象経費であるにもかかわらず、対象外として取り扱っている。</p> <p>③事務費のうち、経理区分間繰入金支出については対象経費であるにもかかわらず、対象外として取り扱っている。</p> <p>実績報告書の記載について誤りが存在することから、慎重にチェックを行う必要がある。</p>	<p>実績報告書の添付書類である「県補助金精算内訳書」については、各施設に平成30年度実績報告書提出を依頼する際に、記入例等を同封した。また、提出後も、記載内容の慎重なチェックに努めた。</p> <p>また、平成30年9月に開催された、熊本県軽費・ケアハウス協議会の研修会において、当課から「熊本県軽費老人ホーム事務費補助金に係る事務手続きについて」をテーマに、交付申請書や実績報告書提出の際の注意事項等について説明を行った。</p>	実施済
34	148	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助事業	実地調査の重要性について	指摘	<p>収入申告書の収入額について申告漏れが発覚し、補助金を返還させた事案が発生したことにある。各施設がどのように収入額を把握しているか確認することを目的に、実地調査を始めている。施設を運営している事業者の規模は大小様々であり、職員の経験や知識もバラつきがある。このため、事務処理の品質に差異があることから、提出された書類の内容に誤りがないか確認することが重要である。</p>	<p>平成30年度は、8施設の現地確認調査を行っており、平成27～30年度(熊本地震の発生した平成28年度を除く)の3年間において、補助金対象である全17施設の調査を終えた。</p> <p>調査の際は、施設長及び事務担当職員から、入居者が提出する収入申告に必要な書類(領収書、通知書、証明書、通帳のコピー等)の確認方法を聞き取った。</p>	実施済
35	149	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助事業	実績報告書のエクセルデータによる提供について	意見	<p>実績報告書の添付資料について、エクセル等により自動計算されるファイルを提供することで書類作成の容易化、提出事務の軽減化、検証作業の効率化等検討することが望ましいと考える。</p>	<p>実績報告書の添付書類の自動計算ファイルについて、可能な書類等から施設側へファイルを提供し、提出してもらうようにする。</p>	着手済
36	149	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助事業	補助対象法人が作成したデータによるチェックについて	意見	<p>実績報告書について紙面で提出をしてもらっているが、合わせてデータでの提出をもらい、データによるチェックを実施することで、チェック作業の効率化を図る必要がある。</p>	<p>実績報告書の添付書類のデータ提出について、令和元年度の実績報告より、可能な書類等から紙と併せてデータでの提出を依頼する。</p>	着手済
37	149	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助事業	収入申告書のチェックについて	意見	<p>事業者側に任意の様式で入居者名簿の提出を依頼しているが、様式を統一することでチェック事務が効率的になると考える。</p>	<p>収入申告書の記載内容に関する一覧表について、令和元年度9月より、統一した様式での入居者名簿の提出を依頼した。</p>	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
38	149	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助事業	補助金の計算方法について	意見	補助金については、事務費実支出額又は事務費基準額のいずれか少ない方の額から、事務費本人徴収額を差し引いた額を基に補助金を決定している。基準額については補助単価を人数に掛けて計算される。しかし、当該補助金は事務費を補助するものであるため、事業費のように必ずしも利用者に比例して発生するわけではなく、むしろ利用者の増減に関係なく固定費的に発生するものが多いと考える。今後の補助金の算定方法について見直すことの検討も必要と考える。	軽費老人ホーム事務費補助は、軽費老人ホーム設置者が利用者からの利用料(事務費の一部)を所得区分に応じて減免した場合、その減免した経費に対して補助金を支給するものである。これは、国庫補助から一般財源化(平成16年度)され、現在に至るまで、その仕組みは変わっておらず、現時点でも全国的に同一の算定方法をとっている。 算定方法の見直しについては、引き続き他県の算定方法等の動向把握に努めていきたい。	着手済
39	150	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助事業	対象経費の範囲について	意見	実質的には固定資産の取得にあたるファイナンス・リース取引について、現在要項に特に記載がない。これについても毎年のリース料支払いを固定資産の取得支出として対象経費にできるよう、検討が必要である。	○「経理区分間繰入金支出」については、下記内容による熊本県健康福祉補助金等交付要項を改正した。 ・「経理区分間繰入金支出」を、「拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)」及び「サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)」へ変更する。 ○「ファイナンスリース取引」については、下記内容による熊本県健康福祉補助金等交付要項を改正(追加)した。 ・「ファイナンスリース債務の返済支出」を補助対象経費とする。	実施済
40	153	障がい者支援課	障がい者福祉施設整備事業	取得資産の保有状況のモニタリングについて	意見	補助金を財源に取得した施設について、補助金受入事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した施設について、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制の構築を検討すべきである。	補助事業が完了した際に、固定資産台帳該当部分の写しを提出するよう、補助金受入事業者に指導するとともに、事業所実地指導の際に必要なに応じて確認することとした。	着手済
41	158	医療政策課	医療施設等施設・設備整備費補助	実績報告における要求資料について	指摘	実績報告段階で徴求する資料としては一般的と考えるが、実際に支払った証跡を確認できる資料が存在していない。見積書や契約書は貼付されているものの、支払った証跡が存在しないことから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。	実績報告依頼の際に請求書等請負業者への支払い額が確認できる資料を徴取し、最終の確定金額を確認することとした。	着手済
42	158	医療政策課	医療施設等施設・設備整備費補助	補助金の申請書類について	指摘	医療機関側の医療機器の管理方針が補助金の趣旨に合致していることを確認する必要があり、医療機器管理室に係る機器管理に関する方針が読み取れる十分な資料を提出させる必要がある。	平成30年度(2018年度)から交付申請書に添付する書類として、「医療機器管理室に係る医療機器の安全管理体制(医療機器安全管理責任者の配置、医療機器の安全使用のための研修、保守点検に関する計画、医療機器の取得時の及び処分時の選定・評価方法)」を追加した。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
43	159	医療政策課	医療施設等施設・設備整備費補助	補助金交付要領の誤りについて	指摘	平成29年度NBC災害・テロ対策設備整備事業費補助金交付要領を確認したところ、第9条3項にある実績報告の期限の年度について、平成30年3月28日とすべきところを、平成29年3月28日になっていた。今後同様のミスが発生しないよう、部署内でのチェック体制の見直しが必要である。	補助金チェックシートを活用し、交付要領制定や交付決定時などの各段階において、主査・副査又は班長によるダブルチェックを行うこととした。	実施済
44	159	医療政策課	医療施設等施設・設備整備費補助	事業計画書の記載について	指摘	補助金の申請書類を確認したところ、平成26年度の補助金交付申請書に添付される事業計画書の記載について、「5、整備事業の必要性」の欄が空欄となっていた。要件を充たしているからといって形式的に審査するのではなく、補助事業の趣旨に合致することを慎重に審査する必要がある。	補助金チェックシートを活用し、主査・副査又は班長による記入の不備等をダブルチェックするとともに、補助事業の趣旨に合致する事業内容になっているのかのチェックを行った。	実施済
45	159	医療政策課	医療施設等施設・設備整備費補助	取得資産の保有状況のモニタリングについて	意見	補助金を財源として取得した資産については、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。	交付決定通知時に固定資産台帳への記載・管理を指示するとともに、定期的を実施する医療機関への立入検査の際に必要なに応じて管理状況等を確認することとした。	着手済
46	160	医療政策課	医療施設等施設・設備整備費補助	取得する物品の制約について	意見	汎用性の高い設備についてはNBC災害・テロ対策事業以外の業務にも利用可能であることから、補助金を財源として取得する場合注意が必要である。当該事業のために取得したにも関わらず、他の業務に利用することを認めた場合、補助金を受給していない医療機関との公平性を欠く恐れがある。	当該補助金で整備した設備について、配備場所や使用の実態を確認した。今後も、汎用性の高い設備については、必要に応じて使用状況をヒアリングするなど、補助事業の目的に沿った使用をされているか確認を行う。	実施済
47	160	医療政策課	医療施設等施設・設備整備費補助	当初事業計画金額と実績報告金額との差額の検討について	意見	国からの内示額に基づいた補助金の算定となる事業については、事業の計画時点(当初の要望内容)からの大幅な縮小があり結果的に事業費に対する補助金額の割合が大幅に上昇するような場合には一定の制限をかけるか、ほかの申請者との配分を考慮するなど、補助金の公平性を確保するための施策を検討することが望まれる。	事業概要の提出や内示後の意向調査時において、事業の中止や大幅な内容変更が生じないようにするため、予め十分精査するよう補助事業者に対して周知した。	実施済
48	163	医療政策課	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業	実績報告における要求資料について	指摘	実績報告段階で徴求する資料としては一般的と考えるが、実際に支払った証跡を確認できる資料が存在していない。見積書や契約書は添付されているものの、支払った証跡が存在しないことから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。	実績報告依頼の際に請求書等請負業者への支払い額が確認できる資料を徴取し、最終の確定金額を確認することとした。	着手済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
49	163	医療政策課	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業	納品の事実の確認について	意見	実績報告書の中に「納品書の写し」を要求しているが、記載されているのは作成日であって、各病院に対して機器を納品した実際の日付は不明である。補助金は実際に納品され、稼働したものに対して支給されるべきであり、最低でも納品の日付を入れることで納品の事実を確認する必要がある。今後、納品した各施設のリストに納品日まで記載をするよう求める必要がある。	実績報告時に提出を求める納品書については、各施設への納品日を記載したものを提出してもらった。	実施済
50	164	医療政策課	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業	取得資産の保有状況のモニタリングについて	意見	取得する資産については数千万円に及ぶ高額品もあることから、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。	交付決定通知時に固定資産台帳への記載・管理を指示するとともに、実績報告提出の際に当該台帳の写しを添付するよう指導する。また、定期的に実施する医療機関への立入検査の際に必要なに応じて管理状況等を確認することとした。	着手済
51	164	医療政策課	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業	事業の評価について	意見	平成29年度末において「くまもとメディカルネットワーク」に同意している患者数(延べ人数)は27,944人で、平成30年8月1日の熊本県の人口は1,756,972人であることから、同意数は総県民数の1.59%に留まっている。当該システムのメリットは患者が登録して初めて発揮されることから、現在の登録患者数は十分な進捗とはいえない。当該ネットワークの存在を広く県民へ周知するとともに、利用施設において来院患者等に対する積極的な参加メリットを説明する等により、患者の登録を伸ばすための施策が望まれる。	県や市町村のあらゆる広報媒体を活用し、県民へ広く周知を図るとともに、県医師会や熊本大病院とも連携し、かかりつけ医などによる現場での働きかけを促すことにより、本ネットワークに参加する県民数の増加を図っている。	実施済
52	164	医療政策課	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業	補助金を財源として取得する資産の範囲について	意見	パソコンのような汎用性の強い備品については、当該事業以外でも利用可能であることから、必ずしも当該事業により補助をする根拠が薄い。補助対象経費から除外する検討が必要であると考え。	検討の結果、以下の理由により対象経費からは除外していない。 (理由) 当該補助金によりリースしているパソコンは、同補助金で雇用している臨時職員が補助事業に関する事務処理のみに使用している専用端末であり、事業目的達成のために必要な経費であるため。	実施済
53	169	医療政策課	へり救急医療搬送体制推進事業	実地調査・モニタリングの必要性について	指摘	実績報告後に事業主を訪問しての確認は財政的援助団体監査前に実施している程度であり、定期的には実施していない。経費の中には実支出額が基準額を大きく下回っているものや、補助対象となっていない支出があり、実態を把握する必要がある。	実績報告書による審査を原則とするが、必要に応じて実地調査等を行うこととした。	着手済
54	169	医療政策課	へり救急医療搬送体制推進事業	実績報告書の記載方法について	意見	実績報告書をみると、人件費の欄にドクター1名、看護師1名との記載がなされているが、平成29年度はドクター7名、看護師8名が当番制で事業にあたり、実態と異なる記載となっている。人件費については従事した時間数を基準に按分計算を行い、集計しているとのことであった。このように按分計算を行っているのであれば、それがわかるように、従事した人数や時間がわかるような記載の仕方を求める必要がある。	平成30年度の実績報告書では、ドクターへりに搭乗した医師、看護師数を確認し、「365日を医師7名、看護師8名で従事」という記載を行うとともに、按分前の人件費総額を記載してもらった。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
55	170	医療政策課	へり救急医療搬送体制推進事業	実績額と基準額との乖離について	意見	ドクターヘリ事業運営費補助金交付要領の第2条「補助金の算定方法」によれば、基準額と対象経費の実支出額、総事業費(収入額控除後)を比較して少ない方の額を選定するところがあるが、熊本県の算定方法は4つの基準額を合計し、その総額と実支出額総額を比較している。現在の方法によった場合、各項目レベルで実際発生額が基準額を下回ったものと上回ったものが混在した場合、全体としては差額が相殺される結果となり、問題があると考え。より合理性のある計算方法となるよう、熊本県の補助金交付要領の記載を見直す必要がある。	県交付要領における補助金の算定方法は、国交付要綱と同様の考え方としているため、算定方法自体の見直しは行わなかったものの、基準額と対象経費の実支出額それぞれの合計額を比較する旨が必ずしも明確でなかったため、記載内容を一部修正した。	実施済
56	171	医療政策課	へり救急医療搬送体制推進事業	補助率について	意見	病床の稼働率が高い場合、常に1床は空けておく必要があり、機会原価が発生する。この場合、3分の1補助では事業主側の負担が大きくなる。一方、稼働率が100%ではなく、常に空き病床がある事業主の場合、何もしなくても補助金が入る制度となる。いずれにしても、事業主が申請どおり病床の空きを確保できているかモニタリングするために、実績報告において稼働率を把握できる資料を入手し、状況の把握に努める必要がある。	実績報告書提出後にはなかったものの、救命救急センターの病床利用率が分かる資料を提出いただき、病床確保(1床分)の状況を確認した。	実施済
57	174	医療政策課	回復期病床への機能転換施設整備事業	支払に関する証憑の徴求漏れについて	指摘	平成29年度の実績報告書を閲覧したところ、最終的な支払に関する証憑が添付されていなかった。支払の証憑を徴求し、最終の支払金額を確認する体制を構築するために、交付要領にて提出資料に「最終の支払を確認できる証憑」を追加するなどの対策を講じるべきである。	平成30年度から実績報告書に添付する書類として、「請負業者等への支払いが完了したことが確認できる資料」を追加した。	実施済
58	175	医療政策課	回復期病床への機能転換施設整備事業	取得資産の保有状況のモニタリングについて	意見	補助金を財源に取得した施設について、補助事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した施設について、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制を構築することを検討すべきである。	交付決定通知時に固定資産台帳への記載・管理を指示するとともに、実績報告提出の際に当該台帳の写しを添付するよう指導する。また、定期的実施する医療機関への立入検査の際に必要なに応じて管理状況等を確認することとした。	着手済
59	179	医療政策課	看護師等養成所運営費補助事業	取得資産の保有状況のモニタリングについて	意見	補助金を財源に取得した機械及び器具について、補助事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した機械及び器具の一覧や、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制の構築を検討すべきである。	交付決定通知時に固定資産台帳への記載・管理を指示するとともに、実績報告提出の際に当該台帳の写しを添付するよう指導する。また、定期的実施する医療機関への立入検査の際に必要なに応じて管理状況等を確認することとした。	着手済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
60	183	商工振興金融課	運輸事業振興助成費補助	リースにより取得した資産の管理について	指摘	本事業においては、補助対象事業者が事業に要する備品等につき、リースにより取得した場合において、そのリース料に関しても補助対象となっている。当該リースにより取得した備品等については、本来購入により取得した備品等と同様、実際に補助対象事業に関して利用されているかどうか確認する必要があるが、現地調査の際にリースにより取得・使用した資産が実際に存在するかの確認が行われている形跡がなかった。リースにより使用する物品の一覧についても入手し、これに基づきリース契約に基づき取得した資産が現に使用されているかどうかをチェックすべきである。	平成31年3月28日に実施した補助金確定検査において、リースにより取得した資産が適正に使用されていることを確認した。	実施済
61	183	商工振興金融課	運輸事業振興助成費補助	助成団体から徴求する書類について	意見	事業実績報告書とは別に決算書入手し保管しているが、事業実績報告書と決算書との整合性を可能な限り確認する、決算書の記載内容に不備がなく適切に経理が行われている、法人の財務状況に問題がないかどうか確認し、その記録を残しておく等、有効に活用すべきである。	今年度、別途提出された決算書類については、平成30年度の事業実績報告書の内容は適切に反映されており、法人の財務状況にも問題がないことを確認した。	実施済
62	184	商工振興金融課	運輸事業振興助成費補助	補助金交付事業の評価について	意見	補助金が交付されている事業がどのような効果を発揮しているか、県として評価する指標を適切に把握していない。補助金を交付している以上は、どのように役立てられているか評価する指標を設定し、これに基づき評価した結果が望ましくないものであれば、事業内容の見直し等を求めることが適切である。	今年度から補助事業の目標を整理して指標を設定して事業を実施しており、事業完了後に評価を行う予定である。	着手済
63	187	労働雇用創生課	認定訓練実施事業	認定要件について	意見	職業能力開発促進法第24条第1項による認定に関し、熊本県独自の規定やマニュアルといったものが無いため、職業能力開発促進法や、職業能力開発促進法施行令、職業能力開発促進法施行規則に則り認定を行っている。また、認定に係る事務処理については、他県(福岡県)のマニュアルを参考にしており、必ずしも画一的な運用がなされているか定かでない。職業訓練の認定自体、毎年あるようなものではないからこそ、事務処理も含めたマニュアルを作成し、画一的な手順・方法によることが望ましく、またマニュアル化することで県としても担当者の交代による業務の引き継ぎがスムーズになるというメリットもある。	認定申請手続きに際し、スムーズな事務処理を行うことができるよう、今年度中に、(仮称)熊本県認定職業訓練認定事務取扱要領を作成する予定である。	着手済
64	188	労働雇用創生課	認定訓練実施事業	財産の処分の制限の金額についての不整合について	意見	補助対象経費は購入に関し2万円未満であるため、財産処分の制限がかかる単価50万円以上の物品購入ということはありませんが、熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項第13条が形骸化している。整合性を踏まえ、財産の処分の制限については、今後整理することが望ましい。	次回の要項改正時において、条文を削除することとする。	着手済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
65	189	労働雇用創生課	認定訓練実施事業	実地調査等の必要性について	意見	購入実態に加え、その後の使用状況を確認の上でも重要となるため、立入検査の際は書類のみに留まらず現物の確認も必要である。これを踏まえ、認定訓練助成事業費補助金「事務指導監査実施調書」の様式の変更も望まれる。また、施設・設備は長い耐用年数となるため、長期間変更の届け出が無くとも以下の観点から補助金交付後も定期的な使用状況の確認も必要と考えられる。	補助金により設置された施設や備品は、交付確定時に現物確認(立入検査)を行っている。 また、現状では、現物確認に係る調査項目を指導監査調書上に設定していないが、定期的な使用状況の確認方法を検討したうえで、監査調書を見直すこととする。	着手済
66	190	労働雇用創生課	認定訓練実施事業	目標設定制度について	意見	平成29年度から、認定訓練助成事業のさらなる取組みの向上を図るため、厚生労働省が新たに、試行的に目標設定制度を設けた。目標設定に関し各訓練所ではばつきがあり、高い目標もあればそうでないところもある。有用に運用されている訓練所を参考に、有効な目標設定を促し、しいては民間における認定職業訓練の普及促進に繋げていくことが望まれる。	定期的に訓練施設とのヒアリングを行うなど、連絡を密に取りながら、引き続き有効な目標の設定・達成に取り組んでいくこととする。(12月から1月に、ヒアリングを行う予定) なお、個々の訓練科の種別や地域特性等から、目標内容等に差が生じているのは、やむを得ないと考えている。	着手済
67	192	交通政策課	天草空港運航支援対策事業	天草エアライン(株)に対する補助事業について	意見	平成29年度については、通常整備・定期(重)整備費用を予算化していたが、定期(重)整備外注先の要請で次年度実施となっている。予算執行事務についても適切に執行されていた。	補助金交付要綱に基づき、引き続き適切な予算執行に努め、天草エアラインの安定運航維持に取り組んでいく。	実施済
68	193	交通政策課	天草空港運航支援対策事業	今後の在り方について	意見	地域航空会社(主に30から70席程度の小型機により、離島その他の地方航空路線の運航に従事する会社をいう。)の社会的重要性を評価しつつ、一方でその経営維持に多額の税金が投入されている現実を踏まえると、組織のあり方自体を変えることを検討することは有意義なことである。国土交通省主導の航空会社等の関係当事者による実務者協議会で県民の天草エアライン(株)への想いが、実務者協議会を通じて発揮されることが期待される。	昨年12月に国交省が、天草エアラインを含めた九州航空3社の協業を促進するために今年度中に大手2社(ANA/JAL)も参画する有限責任事業組合(LLP)の設立を目指す方向性を示した報告書を公表している。 LLPでは、天草エアラインの独自性が確保された上で大手2社の協力を得ながら、各地域航空会社相互の協業深化や業務効率化の取組みが促進される予定であるため、天草エアラインの課題である安定運航と収益増加につながる事が期待できる。 今後も、LLPの設立に向けた動きや設立後の取組状況を注視し、引き続き地元市町と連携して必要な支援を行っていく。	着手済
69	199	私学振興課	私立学校施設安全ストック形成促進事業	実績報告書添付書類の不備について	指摘	平成29年度改築工事において、下記(カ)建築基準法第7条第5項の検査済証の写しが添付されていない高等学校が2校、(オ)工事竣工通知書、(カ)検査済証、(ク)工事写真が添付されていない高等学校が1校あった。	直近の平成30年度の実績報告書について、他の添付漏れがないか直ちに確認した。今後、適正に処理するため十分にチェックを行うよう、周知徹底を図った。	実施済

平成30年度(2018年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況
(テーマ2「補助金等に関する事務執行状況について」)

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
70	200	私学振興課	私立学校施設安全ストック形成促進事業	実績確認調査の記載漏れについて	指摘	平成29年3月に実施された某高等学校1校の実績確認調査の記載内容に一部漏れ(関係書類の確認、竣工確認のチェック項目の未処理)があり、十分な内容でなかった。	直近の平成30年度の実績報告書について、他の添付漏れがないか直ちに確認した。今後、適正に処理するため十分にチェックを行うよう、周知徹底を図った。	実施済
71	202	子ども未来課	私立学校施設安全ストック形成促進事業	平成29年度交付実績がないことについて	意見	平成29年度は、交付申請書の提出がなかったため、交付実績がない。耐震対策が必要な園については、文部科学省への提出資料により把握できるため、事業の目的である安心・安全な教育環境づくりを促進するためにも、もっと積極的な推進を行うべきである。	補助金を活用して耐震対策を行うよう、耐震化の促進に係る通知を各園あてに送付した。 また、幼稚園ヒアリングの際に、耐震対策未実施の園については、補助金を活用した対策も検討するよう指導した。 今後も耐震対策未実施の園に対し、随時指導を行う。	実施済